

## 社会福祉法人紅紫会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紅紫会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定める。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員(理事のうち、当法人を主たる勤務場所とし、週4日以上かつ週30時間以上法人業務に従事する者をいう。)には、当面の間、報酬、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 評議員、監事及び常勤役員以外の理事(以下「非常勤役員等」という。)には、業務に応じた報酬を支給し、賞与及び退職金は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定める。

- (1) 非常勤役員等の報酬は、源泉所得税控除後に別表1に定める額が手取額となる金額
- (2) 非常勤役員等の出張旅費は、別表2に定める交通費、宿泊費及び日当の合計金額

### (報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期及び方法は、次の各号に定める。

- (1) 非常勤役員等に対する報酬は、会議に出席した都度又は出勤の都度、現金支給する。
  - (2) 非常勤役員等に対する出張旅費は、出張終了後、現金支給する。
- 2 報酬は、源泉所得税を控除して支給する。

### (理事報酬と法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事には、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区 分	日 額	
評議員会への出席	5,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	半日5,000円

※上記の金額は、源泉所得税控除後の金額である。

(2) 理事

区 分	日 額	
理事会・評議員会への出席	5,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	半日5,000円

※上記の金額は、源泉所得税控除後の金額である。

(3) 監事

区 分	日 額	
監事監査等への出席	10,000円	半日5,000円
理事会・評議員会への出席	5,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	半日5,000円

※上記の金額は、源泉所得税控除後の金額である。

別表2 (非常勤役員等の出張旅費)

交通費	宿泊費	日 当
実 費	15,000円	10,000円 (半日5,000円)